

大口町告示第55号

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年4月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表第2耐震改修工事に対する助成額の項中第2号及び第3号を削り、同項第4号を第2号とし、同項第1号を次のように改める。

- (1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、100万円又は耐震補強工事費の80%のうち少ない額を限度とする。

別表第2補助金の交付金額の項中「(4)」を「(2)」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月2日から適用する。

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	大口町木造住宅耐震改修費補助金要綱第4条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、100万円又は耐震補強工事費の80%のうち少ない額を限度とする。</u> <u>(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</u>
補助金の交付金額	助成額から <u>(2)</u> の額を差し引いた額

旧

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	大口町木造住宅耐震改修費補助金要綱第4条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 耐震補強工事費の23%かつ80万円を限度とする。</u> <u>(2) 改修設計費の3分の2かつ10万円を限度とする。</u> <u>(3) 附帯工事費のうち80万円かつ(1)の助成額と合計して80万を超えない額(1)及び(2)の助成額と合計して90万円を超えない額を限度とする。</u> <u>(4) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</u>
補助金の交付金額	助成額から <u>(4)</u> の額を差し引いた額